

みんなで支える介護保険

～ 65 歳以上の方の介護保険料が変わります～

介護保険制度は 3 年に 1 度制度の見直しが行われ、このたび、市では平成 27 年度から同 29 年度までの新しい介護保険事業計画を策定しました。これにより、4 月から 65 歳以上の方の介護保険料が変更となります。

介護サービスが必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご理解をお願いします。

※要介護認定者の状況

砂川市における 65 歳以上の高齢者は、平成 27 年 1 月末現在で 6,330 人、高齢化率は 35.0% で、そのうち要介護認定者は、1,112 人となっています。

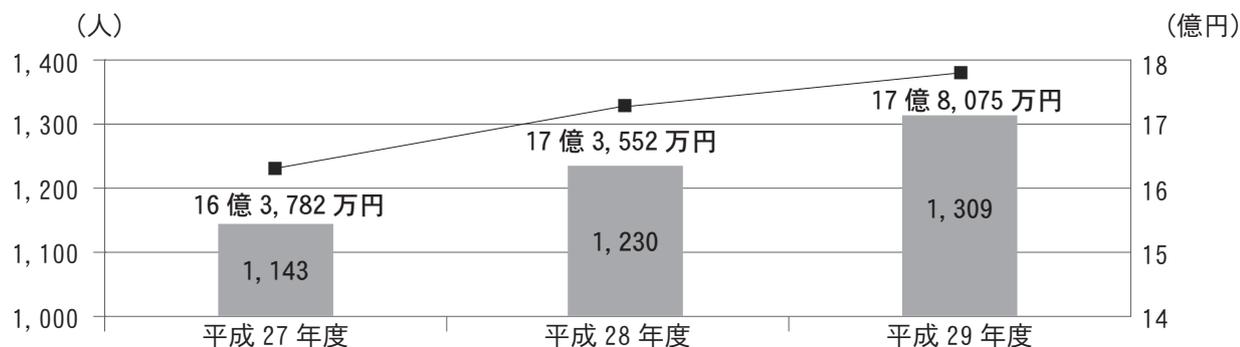
今後さらに高齢化が進む中で、認定者は増加すると予測され、平成 29 年度には 1,309 人が認定を受けると推計しています。(図 1) これに伴い、標準給付費(介護サービスに必要な額のうち利用者負担分を除いた額)も増加すると推計しています。(図 2)

図 1 要介護認定者数の現状と推計

(単位：人)

	平成 27 年 1 月末日(実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	240	223	234	241
要支援 2	106	120	138	156
要介護 1	292	311	340	367
要介護 2	135	142	150	158
要介護 3	104	100	105	113
要介護 4	131	147	168	186
要介護 5	104	100	95	88
計	1,112	1,143	1,230	1,309

図 2 要介護認定者数と標準給付費の推計



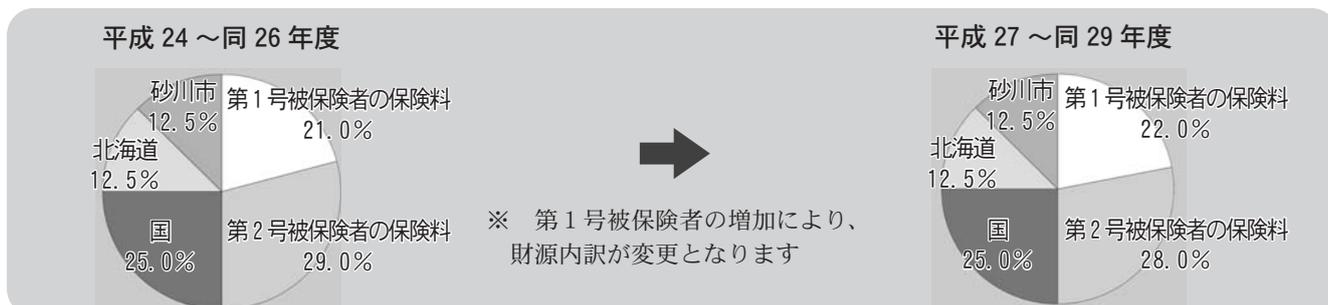
※介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、介護保険サービスの利用者が負担する分(かかった費用の 1 割)を除き、半分は 40 歳以上の被保険者に納付していただく保険料、残りの半分は国・北海道・市の公費でまかなわれています。

平成 27 年度から同 29 年度までの被保険者に納付していただく保険料の標準給付費に対する財源内訳は、65 歳以上の方(第 1 号被保険者)は 22%、40 歳以上 65 歳未満の方(第 2 号被保険者)は 28% になります。(図 3)

※ 第 2 号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料とあわせて納めていただきます

図 3 介護保険の財源内訳(居宅サービス分)



❖ 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険料は、標準給付費等をもとに平成27年度から同29年度までの第1号被保険者の保険料収納必要総額を算出し、所得段階別の加入者割合を考慮のうえ、保険料基準額を決定します。

市では、介護給付費準備基金を取り崩すなど、保険料額の抑制に努めましたが、介護サービス利用者の増加等に伴う給付費の増加により、平成27年度から同29年度までの保険料基準額は月額4,600円(同26年度までは4,400円)となります。

また、保険料段階はこれまでと同じ9段階ですが、「第1段階」と「第2段階」が統合され「新第1段階」に、「第9段階」が細分化され「新第8段階」と「新第9段階」になり、所得の低い方の負担に配慮した設定になります。

なお、「新第2段階」の標準保険料率は「0.75」ですが、低所得者層の急激な負担増を避けるため、市独自の対策として国の公費軽減が行われるまでの間、保険料率「0.63」を据え置くこととします。(図4)

これらの保険料率による軽減措置が行われることにより、低所得者層の負担軽減が図られることから、これまで市独自で行っていた減免制度は廃止となります。

図4 保険料段階

【平成24～26年度】			【平成27～29年度】			
段階	保険料率		段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	基準額 ×0.5	➔ (統合)	第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 ※1 公費軽減後の率(×0.45) ※2 公費軽減後の率(×0.3)	基準額 (×0.5) ×0.45 ×0.3	(27・28年度) 24,800円 (29年度) 16,500円
第2段階	基準額 ×0.5					
第3段階 (特例)	基準額 ×0.63	➔	第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方 ※3 市独自の率(×0.63) ※2 公費軽減後の率(×0.5)	基準額 (×0.75) ×0.63 ×0.5	(27・28年度) 34,700円 (29年度) 27,600円
第4段階	基準額 ×0.75	➔	第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階以外の方 ※2 公費軽減後の率(×0.7)	基準額 ×0.75 ×0.7	(27・28年度) 41,400円 (29年度) 38,600円
第5段階 (特例)	基準額 ×0.88	➔	第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	49,600円
第6段階	基準額	➔	第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方	基準額	55,200円
第7段階	基準額 ×1.13	➔	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	66,200円
第8段階	基準額 ×1.25	➔	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3	71,700円
第9段階	基準額 ×1.5	➔ (細分化)	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5	82,800円
			第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	基準額 ×1.7	93,800円

※1 平成27・28年度の公費軽減による保険料率 ※2 平成29年度の公費軽減による保険料率

※3 平成27・28年度の市独自の保険料率

公費軽減が予定どおり行われない場合、負担割合が変動する場合があります。

❖ 詳しい通知書は7月上旬に発送します

65歳以上の方の平成27年度の保険料に関する通知書は7月上旬に個別にお送りします。決定した保険料額や納め方などの詳細は通知書で確認してください。

- 詳細 介護保険全般に関すること 介護保険係⁵⁴2121
介護保険料に関すること 市民税係⁵⁴2121